

28年度予算

28年度予算編成では、限られた財源の中で、「子育て・教育」のさらなる充実に向け、「子育て・教育」の分野に重点配分しました。また、着実な行財政改革と「安全・安心、保健・福祉、地域活性化」の各施策を推進する予算編成としました。

「安全・安心」、「保健・福祉」、「地域活性化」を推進

未来に向けて
「子育て・教育」の分野に重点配分！

会計別予算額

区分	28年度予算額	昨年度比
一般会計	392億 600万円	4.06%増
特別会計	国民健康保険事業	156億4740万円 2.25%増
	財産区	2307万円 Δ41.05%減
	介護保険事業	96億1251万円 4.45%増
	後期高齢者医療事業	15億8790万円 Δ1.62%減
	南河内広域行政共同処理事業	1億4934万円 Δ2.12%減
	計	270億2022万円 2.69%増
公営企業会計	水道事業	46億 756万円 7.28%増
	下水道事業	56億7554万円 -
	計	102億8310万円 -

※下水道事業は、28年度から公営企業会計に移行するため、昨年度比の数値はありません。

28年度施政方針（抜粋）

国においては、デフレからの脱却と景気回復への道筋をより確かなものとするため、経済の好循環に向けた取り組みが進められておりますが、一喜一憂の感があり、先行きの不透明感を拭い切れない状況が続いております。



一方、私たち地方自治体におきましては、少子高齢化、人口減少への対応、市民の安全・安心の確保、さらには地域経済の活性化など、さまざまな行政課題が山積しております。

このような中、国と地方が総力を挙げた地方創生の取り組みが本格化し、本市におきましても、直面する諸課題に対応するため、創意工夫をこらした効果的な施策を実施し、市民の皆様が将来に希望を持ち、安心して暮らしていただけるまちづくりに取り組んでいかなければならないと考えております。

平成28年度予算につきましては、限られた財源の中で、施策の選択と集中、効率的・効果的な予算編成を基本とし、本市の重点施策であります「子育て・教育」、「安全・安心」に関する施策はもとより、「保健・福祉」の分野、また「地域活性化」にも重点を置くとともに、「行財政改革」の着実な推進による、持続可能な財政基盤の構築をめざしたところであります。

今日、地方自治体を取り巻く環境は大変厳しく、まさに自治体の力量が問われる状況となっております。

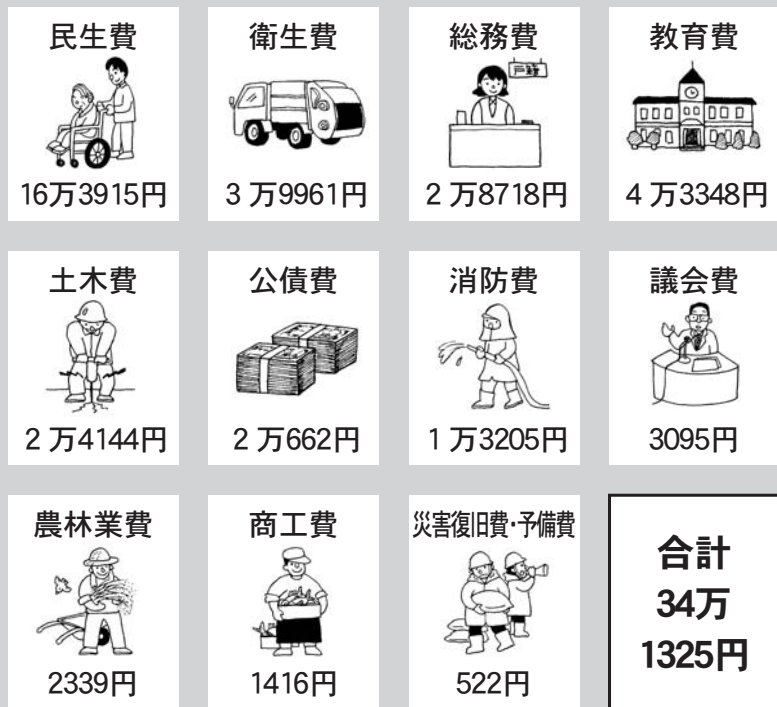
新年度におきましても、市民の皆様が夢と希望を持ち、安心して暮らしていただけるまちづくりに、一歩ずつ着実に取り組んでまいりますとともに、「私たちのふるさと富田林」が、「煌のまち」として、一層の輝きを放つことができるよう、全力で市政を推進してまいりますので、市民の皆様のご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。

富田林市長 多田 利喜

※施政方針の全文は、情報公開課または市ウェブサイトの「市長のページ」でご覧いただけます。

市民1人あたりに計算すると

28年度の一般会計予算を、今年1月31日現在の住民基本台帳人口に基づき、市民1人あたりに計算すると34万1325円になります。目的別の1人あたりの額は、下図をご覧ください。



予算総額は、一般会計392億6000万円、特別会計270億2022万円、公営企業会計のうち水道事業会計46億756万円、新たに公営企業会計に移行する下水道事業会計56億7554万円の765億932万円となっています。

765億932万円

予算総額

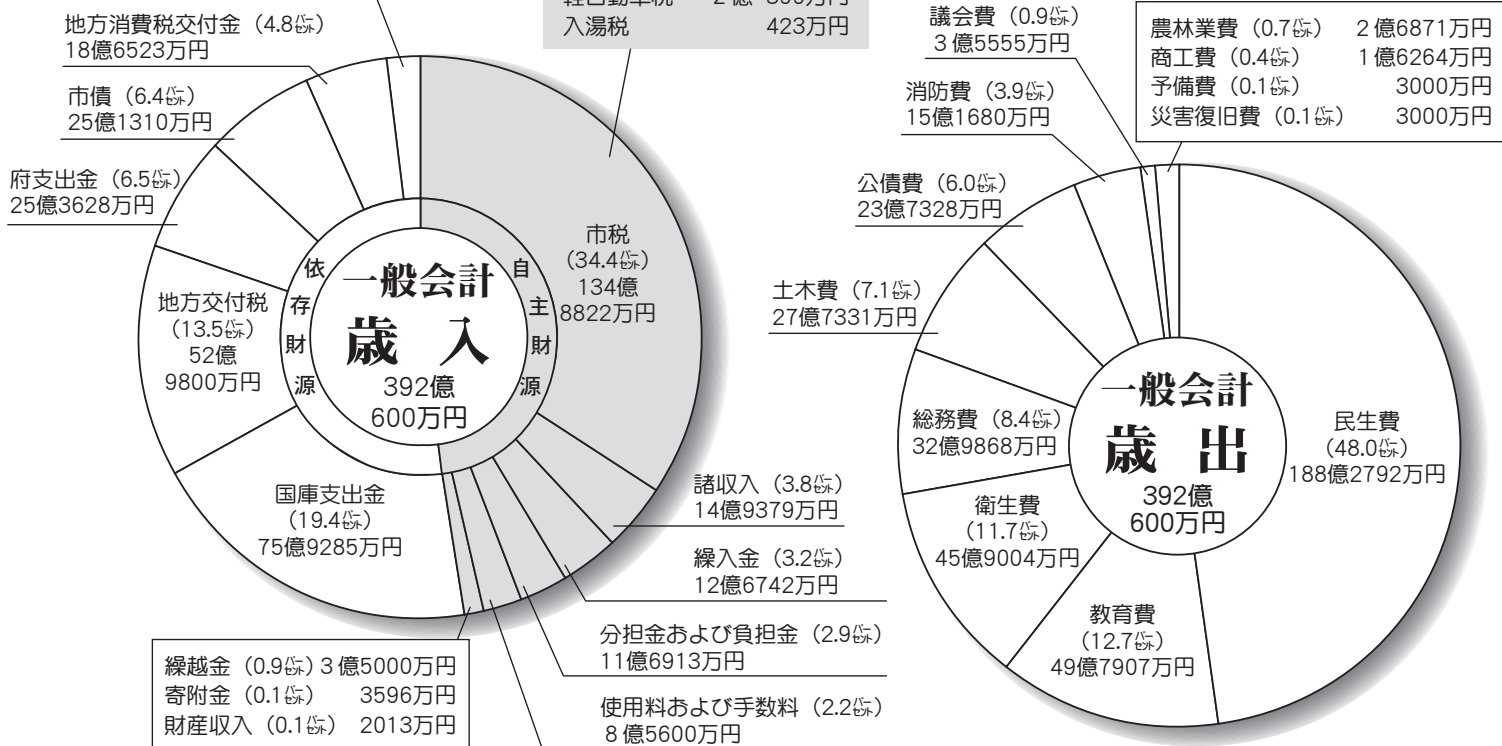
収入（歳入）の大きな柱である市税は、1億7778万円の増（昨年度比1.3割の増）となっています。歳出を目的別で見ると、予算規模の大きいものから、高齢者福祉や児童福祉、生活保護の経費といった市民の皆さんが一定水準の生活を安定した社会生活を送ることを保障するための経費（民生費）188億2792万円、教育関係の経費（教育費）49億790

7万円、予防接種や清掃など、健康で衛生的な生活環境を保持するための経費（衛生費）45億9004万円となっています。性質別に見ると、予算規模の大きいものから、扶助費117億1719万円、人件費76億614万円、国民健康保険事業、介護保険事業、下水道事業などの各会計への繰出金が、53億1819万円となっています。

地方譲与税 (0.5%)	2億1345万円
配当割交付金 (0.4%)	1億4609万円
株式等譲渡所得割交付金 (0.2%)	8365万円
自動車取得税交付金 (0.2%)	7740万円
地方特別交付金 (0.2%)	6353万円
利子割交付金 (0.1%)	6218万円
ゴルフ場利用税交付金 (0.1%)	5302万円
交通安全対策特別交付金 (0.1%)	2057万円

【市税の内訳】

市民税	66億8345万円
固定資産税	50億1842万円
都市計画税	9億7230万円
市たばこ税	6億583万円
軽自動車税	2億399万円
入湯税	423万円



28年度予算の主な実施事業

未来に向けた子育て教育

■**中学3年生までの子ども医療費を助成**
0歳～中学3年生までの入院、通院にかかる医療費を引き続き助成します。

■**病児保育の実施**
病児保育を新たに実施します。

■**育児支援家庭訪問の実施**
育児ヘルパーの派遣を新たに実施します。

■**産後ケア事業の実施**
産後ケア事業を新たに実施します。

■**妊婦歯科健診の実施**
妊娠中の人を対象とした歯科健診を新たに実施します。

■**妊婦健診の充実**
現在実施の妊婦健診助成に加え、双子以上を妊娠した人に対し、受診回数を上乗せして助成します。

事業費265万円
事業費7968万円

■**中学校教育用パソコンの更新**
中学校のパソコン機器などのリニューアルを順次実施します。

■**中学校にエアコン設置**
全中学3年生の普通教室などにエアコンを設置します。

■**学校給食センターの建て替え**
小学校給食において、新たな学校給食センターを建設します。

■**生涯学習施設の整備**
旧公会堂跡地において建設中の（仮称）「複合的生涯学習プラザ」を、29年度早期の開設に向けて建設を進めます。

■**成人歯科健診の対象年齢の拡充**
成人歯科健診に75歳・80歳を新たに追加して実施します。

事業費4260万円
事業費2億1400万円
事業費1億9300万円
事業費6億9222万円
事業費235万円

健康・安心・支えあい

■**富田林病院の機能の充実**
富田林病院が近畿大学医学部との医療情報の連携をするためのシステムの構築や、循環器疾患治療の充実を図るための医療機器の更新をします。

■**市民検診の実施**
各種がん検診などの市民検診を引き続き実施します。

■**臨時福祉給付金の支給**
「臨時福祉給付金および「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を支給します。

■**観光振興事業**
「じないまち四季物語」や「金剛きらめきイルミネーション」、滝谷公園の「桜まつり」などを開催します。

■**若者に対する雇用支援策の実施**
若者の就職に関するニーズ調査を実施するとともに、市内企業と学生との交流会を実施します。

■**創業費用の補助**
本市で創業される人を対象とした創業費用の一部補助を新たに実施します。

事業費1億4376万円
事業費1億3545万円
事業費5億1747万円
事業費1174万円
事業費1億51万円
事業費339万円
事業費500万円

安全なまちと快適な環境

■**婚活パーティーの実施**
若者の出会いの場を創出するため、婚活パーティーを引き続き実施します。

■**妊娠された人へのお祝い品の贈呈**
妊娠された人へお祝い品を引き続き贈呈します。

■**近居・同居のための住宅購入費の助成**
親世帯と近居や同居をするために購入した住宅の費用の一部を引き続き助成します。

■**防災用備蓄資機材の配置**
地震や風水害などの災害に備え、避難所などに防災用備蓄資機材の整備を引き続き実施します。

■**防犯カメラの設置**
市内の危険箇所などに新たに市設置型の防犯カメラを設置します。

■**道路施設の計画的な補修を実施**
道路の舗装や照明、トンネルなど、道路施設の点検結果に基づき、安心で安全な道路環境の整備を実施します。

事業費3800万円
事業費2660万円
事業費3800万円
事業費850万円
事業費1億53万円
事業費9250万円

鉄道高架事業

■**鉄道高架事業**
府道美原太子線（粟ヶ池バイパス）と市道桜井1号線が交差する近鉄長野線の鉄道高架事業を、府市共同事業として取り組みます。

■**住宅用太陽光発電システムおよび家庭用燃料電池の設置に対する補助**
住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助に加え、新たに、都市ガスなどを利用して電気を作り出す家庭用燃料電池（エネファーム）に対する一部補助を実施します。

■**各種証明書のコンビニ交付サービスの開始**
マイナンバーカード（個人番号カード）を活用して、住民票など3種の証明書のコンビニ交付サービスを新たに実施します。

行財政改革の推進

■**各種証明書のコンビニ交付サービスの開始**
マイナンバーカード（個人番号カード）を活用して、住民票など3種の証明書のコンビニ交付サービスを新たに実施します。

■**各種証明書のコンビニ交付サービスの開始**
マイナンバーカード（個人番号カード）を活用して、住民票など3種の証明書のコンビニ交付サービスを新たに実施します。

事業費6000万円
事業費1850万円
事業費300万円
事業費300万円
事業費300万円



マイナンバーカードを利用した 証明書の「コンビニ交付サービス」が始まります



4月18日(月)から

本市では、4月18日(月)から、マイナンバーカード（個人番号カード）を利用した証明書の「コンビニ交付サービス」を開始します。

■利用方法

マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書の搭載されたもの）をコンビニエンスストアに設置されているキオスク端末（マルチコピー機）にセットし、画面の指示に従って、カード取得時に設定した4桁の暗証番号を入力することで、証明書を取得することができます。



※住民基本台帳カードや通知カードで「コンビニ交付サービス」は利用できません。

■取得できる証明書と交付手数料

対象となる証明書	手数料	請求できる範囲
住民票の写し	300円	本人または同一世帯の人（ただし、除票は除く）
印鑑登録証明書	300円	本人
市・府民税証明書（現年度分）	300円	本人

※手数料の免除規定に該当する人は市役所窓口での発行が対象となります（免除規定に該当する人でも、コンビニ交付の場合は手数料がかかります）。

※印鑑登録証明書を市役所窓口で取得される場合は、今までどおり印鑑登録証が必要です。

■利用時間

午前6時30分～午後11時（店舗営業時間内のみ）

※年末年始とシステム休止日を除く。

■利用できる店舗

全国のキオスク端末（マルチコピー機）が設置されている、「証明書コンビニ交付サービス参加事業者」の店舗（ローソン、ファミリーマート、セブンイレブン、サークルKサンクスなど）。

■利用上の注意

・市役所窓口で取得できる証明書とは用紙が異なります（A4サイズの普通紙）。

・発行される証明書には高度な偽造・改ざん防止技術が施されるため、出力されるまで時間がかかります。失敗や故障ではありませんので、その場を離れないようお願いいたします。

◆キオスク端末とは

銀行のATMのように、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、さまざまなサービスを利用したりすることができる端末装置。



・誤って取得してしまった場合、取得した証明書の交換や返金、差し替えはできません。

・暗証番号を連続して3回間違ると利用できなくなります。

※詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課（内線132）

多胎児妊娠中の人へ 妊婦健診受診券を追加で 5回分お渡しします

本市では、妊娠届出時に妊婦健診受診券を14回分お渡ししていますが、多胎児妊娠の場合、通常よりも健診の回数が多いことから、28年度より、同受診券5回分を追加でお渡しすることになりました。

多胎児妊娠中で、妊娠届出時に追加でもらっていない人や本市に転入してこられた人は保健センターへご連絡ください。

問い合わせ 保健センター
（☎28）5520

5月2日(月)から

「年金生活者等支援臨時福祉給付金」

の申請を受け付けます

低所得の高齢者向けの「年金生活者等支援臨時福祉給付金」は、5月2日(月)から申請受け付けを開始します。

支給対象者は、27年度「臨時福祉給付金」支給対象者のうち、昭和27年4月1日以前に生まれた人です。お問い合わせにご利用いただける「給付金専用コ

ールセンター」の開設時期や、制度の詳細・案内方法などについては、5月号広報などでお知らせします。

なお、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の制度概要については、市ウェブサイトの各課ページ「地域福祉課」をご覧ください。

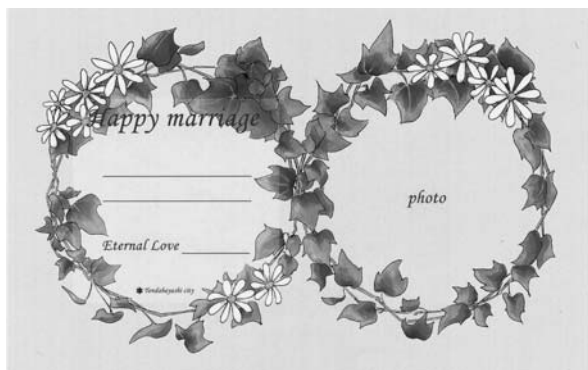
問い合わせ 臨時福祉給付金支給担当（内線288）

婚姻届を出された人に

「お祝いメッセージカード
TUNAGU」
をプレゼントします

本市では、シティセールスにおける移住・定住促進の新たな取り組みとして、4月より、本市に婚姻届を出された人に「お祝いメッセージカードTUNAGU」をプレゼントします。

「お祝いメッセージカードTUNAGU」には、アイビーで2つの○が大きく描かれています（左図参照）。



1つは「夫婦円満の○」、もう1つは「ご縁の○」、2つの○で「無限大(∞)」となり、いつまでも続く幸福を意味しており、お二人が永遠に結ばれ、そして、本市ともつながってほしいという思いが込められています。

また、「お祝いメッセージカードTUNAGU」は、お二人の名前と婚姻届提出日を記入し、お二人の写真を貼って、飾ることもできます。

結婚されるお二人にとって一生の記念となる婚姻届の提出時に、市をあげて祝福させていただきます。

お二人が、本市で、いつまでも幸せに暮らし続けていただけるよう願って作られた「お祝いメッセージカードTUNAGU」をぜひご利用ください。

問い合わせ 市民窓口課
(内線134)

都市計画道路を変更しました

都市計画道路とは、都市計画法に基づいて都市計画決定される都市の骨格を形成する道路をいいます。



対象路線	変更内容
五軒家金剛東線	全区間（藤沢台七丁目付近～大阪狭山市狭山五丁目付近）廃止
金剛青葉丘線	一部区間（大阪狭山市狭山五丁目付近）の決定権者を富田林市から大阪狭山市へ変更
川西半田線	一部区間（寺池台五丁目付近～伏山一丁目付近、寺池台二丁目付近～大字錦織付近）を廃止し、存続区間の名称を「金剛南線」へ変更

本市では社会経済情勢の変化に対応するため、都市計画決定以来、長期にわたる事業に着手していない都市計画道路の見直しを進めています。このたびは、必要性、実現性などを検討した結果、次の都市計画道路について、変更を決定しました。

対象路線、変更内容 左図のとおり

問い合わせ まちづくり推進課（内線453、459）



特定不妊治療費助成制度をご利用ください

本市では、特定不妊治療に要する費用の負担軽減を図るため、府などが実施する「不妊に悩む方への特定治療支援事業」を受けた、本市に住民登録をしている夫婦を対象に助成金を交付しています。

このたび、国の制度改正に伴い、特定不妊治療の内、対象となる男性不妊治療を併せて受けた場合も助成対象外になります。

※申請方法など詳しくは、市ウェブサイトの各課のページ「健康づくり推進課（保健センターの事業案内）」をご覧ください。また、申請書も同ページからダウンロードできます。

問い合わせ 保健センター
(☎5520)

4月28日(木)～5月1日(日)

市緑化フェア& 植木市を開催

とき 4月28日(木)～5月1日(日)、午前10時～午後4時
ところ 津々山台公園

緑化フェア

- 松の剪定講習(4月28日(木)の午後1時30分～、30日(土)の午前10時～)
- 木の魚で釣り大会(4月28日(木)の午後3時～、30日(土)の午前11時～)
- 寄せ植え講習(4月29日(祝)の午前10時～)
- 庭のDIY講習(4月29日(祝)の午後1時30分～)
- これ何の種クイズ(4月29日(祝)の午後2時30分～、小学生以下対象)



- 家庭菜園の土づくり講習(4月30日(土)の午後1時30分～)
- 花と緑のビンゴゲーム(4月30日(土)の午後2時30分～、5月1日(日)の午後1時30分～、小学生以下対象)
- 庭木の剪定講習(5月1日(日)の午前10時～)
- 樹木クイズ(5月1日(日)の午前11時～)
- 緑のオークション(園芸資材などの競り売り、5月1日(日)の午後3時～)
- 「まちの樹・緑」図画コンクール(27年度)入賞作品展
- 樹木医相談(みどりの相談)
- 緑のリサイクルコーナー(子どもクラフトコーナー)(小学生以下対象)
- 緑化苗の無料配布(4月号広報に折り込みの「市緑化フェア&植木市」の引換券をご持参ください)
- ※苗が無くなり次第終了します。

植木市

- ミニ庭園の展示販売
- 鉢花、花木、苗木、庭園樹、肥料、土、ワラ、資材などの販売
- 庭造り相談
- 問い合わせ 市公園緑化協会(内線409)

発達支援のためのファイル 「つながるファイル」を

ご利用ください!

本市では、発達について支援が必要な子どもを対象に、その保護者と担任の先生などの支援関係者が、子どもの発達状況を共通に理解し、一緒に効果的な支援をしていくことを目的とし

た「つながるファイル」を作成しています。子どもが生まれてから成人するまでの成長の様子や、これまでに受けた支援・教育・サービスなどの内容を保護者同意のもとに

国民健康保険料の納付回数が年12回から10回に変わります

これまで国民健康保険料は、前々年中の所得をもとに仮計算した額(仮算定)を4月にお知らせし、7月に前年中の所得をもとに再計算し確定した年間保険料(本算定)をお知らせしていましたが、28年度からは仮算定を廃止し、保険料の決定は本算定のみでの計算に変わります(下表参照)。

◇27年度まで(年12回払い)

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
1回当たりの納付額	前々年度の所得をもとに仮算定した年間保険料 ÷ 12			前年中の所得をもとに本算定した年間保険料 - 仮算定保険料(4月～6月の合計) ÷ 9								

◇28年度から(年10回払い)

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期	保険料の納付はありません。本算定に振り分けられます。		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
1回当たりの納付額	前年中の所得をもとに本算定した年間保険料 ÷ 10											

■本算定のみでの計算に変わると

- ・4月(仮算定)と7月(本算定)の年2回の保険料通知が、6月(本算定)の1回になります。
- ・仮算定額との差し引きをしないため、保険料の計算方法が分かりやすくなります。
- ・納付回数が年12回から10回に変更になるため、1回当たりの納付額は増えますが、年間の保険料は変わりません。
- ※特別徴収(年金天引き)の人は、納付回数(年6回)に変更はありません。

問い合わせ 保険年金課(内線155、157)

同ファイルに記入していくことで、継続的で一貫した支援体制の構築をめざします。

◆ファイルを作成したいときは
担任の先生または保健センターの保健師に申し出てください。
※詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ ことども未来室(内線208)



4月1日(金)から 市役所の組織を一部 変更します

■市民窓口課
「住居表示事務」の一部が
まちづくり推進課から移り
ます。

《市役所2階》 ■地域福祉課

「生活困窮者自立支援事
務」「生活つなぎ資金事務」
が生活支援課から移りま
す。

■上下水道総務課

水道総務課から名称を変
更し、「下水道事務」の一
部を取り扱います。

■水道工務課

浄水課を水道工務課へ統
合します。

《市役所4階》 ■都市魅力創生課を新設

地方創生関連施策とシ
ティセールスを一体的に推
進するため、
都市魅力創生
課を設置しま
す。また、「ふ
るさと寄附金事務」が秘書
課から移ります。



■住宅政策課

「近居同居促進給付金事
務」が政策推進課から移り
ます。

《青少年センター》 ■生涯学習課を新設

社会教育課とスポーツ振
興課を統合し、生涯学習課
を設置します。

問い合わせ 政策推進課
(内線514)

■情報公開課
「個人情報保護事務」が総
務課から移ります。

市営錦織・甲田住宅、市営若松団地の 入居者を募集

募集住宅・戸数など 左表
のとおり

申込資格 次の全てに該当
する人

- ①現在住宅に困っている人
- ②市内在住・在勤の人
- ③同居または同居しようとする親族がある世帯
- ④保証人がある人
- ⑤公営住宅法に基づく収入基準に合う人

	住宅名/住所	交通機関	募集戸数	構造	間取り/建築年 (募集対象者)
一般募集 (公営住宅)	錦織住宅/ 錦織南二丁目	近鉄長野線 滝谷不動駅下車 徒歩約20分	2戸	高層一部中層RC造 (エレベーター有)	2DK/H11築 浴室・浴槽あり (2人以上の世帯)
一般募集 (公営住宅)	甲田住宅/ 甲田三丁目	近鉄長野線 川西駅下車 徒歩約7分	2戸	中層RC造	3DK/H5築 浴室あり・浴槽なし (2人以上の世帯)
親子等近居募集 (公営住宅)	甲田住宅/ 甲田三丁目	近鉄長野線 川西駅下車 徒歩約7分	1戸	中層RC造	3DK/H5築 浴室あり・浴槽なし (2人以上の世帯)
親子等近居・ 地域コミュニティ募集 (公営住宅)	若松団地第11 住宅/ 若松町一丁目	近鉄長野線 富田林駅下車 徒歩約10分	1戸	中層RC造	3DK/S56築 浴室あり・浴槽なし (2人以上の世帯)
親子等近居・ 地域コミュニティ募集 (改良住宅)	若松団地第12 住宅/ 若松町一丁目	近鉄長野線 富田林駅下車 徒歩約5分	2戸	中層RC造	3DK/S60築 浴室あり・浴槽なし (2人以上の世帯)

・申込家族全員(申込者と同居人)の収入を含めた計算後の月収額が15万8000円以下の人
・公営住宅については、裁量階層世帯(高齢者、障がい者などの世帯)に該当する人で、計算後の月収額が15万8000円を超え25万9000円以下の人でも申し込みができます

⑥申込者が独立の生計を営む人で家賃、共益費を払うことができる人
⑦申込者および同居しようとする親族が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員でない人
※親子等近居募集は、介護や地域コミュニティの推進を図るため、市営甲田住宅については第二中学校区内に、市営若松団地については第一中学校区内に、親族が居住しており、近居する

ことにより双方の利益が見込まれる世帯に限りません。
※地域コミュニティ募集については、地域でのコミュニティの推進を図るため、申込者が第一中学校区内に6カ月以上継続して居住または勤務されている世帯に限りません。

申込書の配布 4月1日(金)15日(金)まで住宅政策課、金剛連絡所、人権文化センター、南河内府民センターで配布(土・日曜日は除く)
申し込み 4月1日(金)15日(金)(消印有効)までに、指定の封筒で郵送
問い合わせ 住宅政策課(内線436、437)

下水道事業会計が 公営企業会計に移行

本市の下水道事業は、4月1日(金)から、地方公営企業法を適用し、経理方式を「官公庁会計方式」から水道事業と同様に「公営企業会計方式」に移行します。

これにより、経営状況や財政状態をより明確にし、経営のさらなる効率化を図ることで、健全かつ持続可能な下水道経営に取り組んでいきます。

問い合わせ 上下水道総務課(内線253)

文化事業を 助成します

文化振興基金の収益金を運用して、市の文化振興を図るために実施する文化事業に助成金を交付します。助成額は、飲食費などを除く対象経費の2分の1以内で上限20万円です。次のいずれかに該当する事業で、29年3月31日(金)までに実施し、確認書類を提出できる事業が対象となります。

- 団体結成後の節目(10周年など)に文化の振興に著しく寄与する事業を実施するとき
- 団体が文化の振興のために、特に意義がある事業を実施するとき
- 市または市教育委員会と市内文化団体が協働して文化の振興に寄与する事業を実施するとき
- 申し込み 4月1日(金)〜28日(木)までに、申請書に必要事項を記入し、生涯学習課(青少年センター)☎(24)1451へ ※申請書は4月1日(金)〜、同課で配布(市ウェブサイトの各課のページ「生涯学習課」からダウンロードもできます)。

市勤労者共済会をご存じですか？

市勤労者共済会では、中小企業で働く人の福利厚生を支援しています。

運営事務費などは市が負担し、会員の皆さんからの会費は全て福利厚生などの事業に還元されますので、ぜひご入会ください。



オリジナルキャラクター「とकिनちゃん」

事業内容

- 《給付》 会員の結婚・出産などに対する祝い金など
- 《健康》 人間ドックなどに対する費用の補助など
- 《福利厚生》 各種チケットの割引価格での販売、宿泊料金の補助、バスツアーなど
- 対象者 市内在住・在勤の勤労者、市内事業所・商店などの事業・商店主および従業員(パート、アルバイトを含む) 会費 入会金200円、月額800円
- 問い合わせ 商工観光課内勤労者共済会(内線481)

住民活動災害保障保険の 加入申請を受け付け

住民活動災害保障保険は住民団体が日帰りで実施する無報酬のボランティア活動や、地域での社会奉仕活動(清掃活動、防火・防災活動、防犯活動、社会福祉活動など)中の事故・災害に対し、責任者の賠償責任や参加者のけがによる入院・通院などの費用を市で補填することによって、住民活動の促進を目的としています。保険には、市が一括加入し、保険料も市で負担します。

28年度分の保険加入申請の受け付けは次のとおりです。

保険期間 6月1日(水)〜29年6月1日(木)

加入できる団体 活動拠点が市内にあり、市内に居住している5人以上で構成する団体(指導者および育成者は市外在住でも可)

保険の内容

《賠償責任保険》

- ・ 限度額 被害者1人につき2000万円、1事故につき1億円(免責1万円)

《傷害保険》

- ・ 死亡 200万円
- ・ 後遺障害 6〜200万円
- ・ 入院 1日1500円
- ・ 通院 1日1000円
- ※入院、通院は事故日より対象です。入院保険金は180日間、通院保険金は180日間以内で通院日数90日間が限度です。
- ※自らの娯楽などを目的としたスポーツや、文化・親睦活動などは対象になりません。

申し込み 4月15日(金)までに、申請用紙に必要事項を記入し、昨年度の活動実績(活動回数と活動人数をまとめた資料)と今年度の活動予定を添えて、市民協働課または各団体の関係する部署へ ※初めて加入申請される団体は、会員名簿を併せて提出してください。

問い合わせ 市民協働課(内線473)

清掃工場へ ごみを直接持ち込む場合の ごみ処理手数料を改定します

4月1日(金)から、南河内環境事業組合第1清掃工場での、直接持ち込みのごみ処理手数料を、下表のとおり改定します。ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 南河内環境事業組合総務企画課 ☎(33)6584

■ごみ処理手数料表

種別	取り扱い区分	改定前	4/1~	
焼却、 破碎処理	20kg未満	250円	340円	
	20kgにつき	1000kg以下/回	250円	340円
		1000kg超/回	340円	

後期高齢者医療制度に 関するお知らせ

保険料のお知らせと納付方法

◆普通徴収の人（年金から天引きでない場合）

今年7月に、28年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に係る「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付します。

通知書に基づき、納付書払いや口座振替などの方法で納付してください。

※状況により、10月から特別徴収（年金からの天引き）に変更となる場合があります。

◆特別徴収の人（年金から天引きの場合）

年金受給額が年額18万円以上の場合、原則として年6回（偶数月）の年金受給時に、次のとおり年金から保険料が天引きされます。

○4・6・8月分

27年度は普通徴収で納付されており、誕生月により今年4・6・8月から新たに特別徴収となる人には、27年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。

それぞれ、事前に「保険料仮徴収額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。今年2月に保険料を特別徴収で納付していたら、4月の年金受給時には、2月の納付額と同額を仮徴収額として特別徴収しますので通知はありません。

○10・12・2月分

28年度の後期高齢者医療保険料が決定（本算定）され、10月以降が特別徴収となる場合、7月に「保険料額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。10月以降の年金受給時に、27年中の所得に基づいて計算された年間保険料（本算定額）から仮徴収などにより、すでに納めていただいた金額を差し引いた額を、支払い回数に振り分けて特別徴収します。

◆特別徴収から口座振替に変更できます

保険料の納付方法が特別徴収（年金からの天引き）の人や、新たに特別徴収に

変更される人は、申し出により年金からの天引きを口座振替での納付に変更できます。変更を希望する人は、預（貯）金通帳、通帳の届け出印、被保険者証を福祉医療課へ持参してください。※なお、預（貯）金通帳、通帳の届け出印に代わり、金融機関のキャッシュカードを持参することにより簡単に口座振替の手続きができる「ペイジー口座振替サービス」を利用していただければ、前にお問い合わせください。お問い合わせ 福祉医療課（内線158、159）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が4月1日(金)に施行されます

この法律は、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象として、「障がいがある」という理由だけで、障がいのない人と違う扱いをすること（不当な差別的取り扱い）を禁止しています。

また、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、それぞれの障がいの特性に合わせ、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁（障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上での障壁となるもの）を取り除くために必要な合理的な配慮を提供することを求めています。

障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを進め、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現をめざしましょう。

問い合わせ 障がい福祉課（内線192）

こいのぼりを一緒にあげませんか

NPO法人夢の会では、毎年たくさんこのぼりを石川河川敷にあげています。今年も4月10日(日)5月8日(日)まで、石川河川敷川西グラウンドにこのぼりをあげます。

同会では、一緒にこのぼりをあげていただけるボランティアを募集しています。参加していただける人は、4月10日(日)、午前10時

に同グラウンドへお越しください。

また、同会では使わなくなったこのぼりの寄付も受け付けていますので、ご協力をお願いします。

やめよう 住まいの差別



宅地建物取引などの場合、同和地区であるかどうかを尋ねたり、同和地区であることを理由に宅地建物を購入しなかったりすることは差別となります。

また、外国人、障がい者、高齢者、女性であるという理由だけで入居を断ることも差別となります。

住まいの差別をなくし、全ての人の人権が尊重されるまちを、私たちみんなの力で築きましょう。

問い合わせ 人権政策課（内線472）

高齢者を対象とした 肺炎球菌ワクチン予防 接種を実施しています

肺炎は高齢者にとって怖い病気の一つですが、ワクチンを接種することによって予防効果が期待されます。本市では、いつまでも健康で生き生きと暮らしていただくよう、指定医療機関で、肺炎球菌ワクチンの定期接種を実施しています。

定期接種対象者

①今年度、満65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人（次の生年月日の人）

- ・昭和26年4月2日～27年4月1日生まれの人（65歳）
- ・昭和21年4月2日～22年4月1日生まれの人（70歳）
- ・昭和16年4月2日～17年4月1日生まれの人（75歳）
- ・昭和11年4月2日～12年4月1日生まれの人（80歳）
- ・昭和6年4月2日～7年4月1日生まれの人（85歳）

・大正15年4月2日～昭和2年4月1日生まれの人（90歳）

・大正10年4月2日～11年4月1日生まれの人（95歳）

・大正5年4月2日～6年4月1日生まれの人（100歳）

②満60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルス（HIV）により免疫機能に障害を有する人

※定期接種対象者以外でも、接種日に満65歳以上で希望する人は、任意接種として1回受けることができます。

※これまで公費助成を受けて接種したことのある人は対象となりません。

実施期間 29年3月31日（金）まで

※指定医療機関は、4月号広報に折り込みの「平成28年度保健事業案内」に記載しています。

※指定医療機関以外で接種希望の場合は助成額（上限あり）を還付しますのでご相談ください。

費用 3000円

※定期接種対象者で生活保護世帯の人は無料で受けることができますので、接種前にお問い合わせください。

申し込み 保健センター（☎285520）へ

※接種前に必ず保健センターにご連絡ください。直接医療機関に行っても接種できません。

28年度分 無料ごみシールを 郵送しました

3月12日～28日の間に、無料ごみシールを郵送しました。

シールがまだ届いていない場合は、至急衛生課まで連絡してください。

シールの交付申請

住民登録をされていない人などにはシールを郵送することができませんので、

本市に居住していることを証明するもの（住所と氏名が記載された水道代などの領収書、賃貸契約書、郵便物など）と印鑑を持参し、衛生課または金剛連絡所で申請をしてください。

ゴールデンウィーク中のごみ収集は通常どおりです

ごみは、祝日（年末年始は除く）も日程どおり収集しています。

ただし、祝日はごみの量、交通状況などにより、通常より収集時間が早くなる場合がありますのでご注意ください。

燃えるごみと粗大ごみは午前7時から、資源ごみは午前9時から順次収集します。

問い合わせ 衛生課（内線144～146）



カラスよけネット、生ごみガードの購入に対して補助しています

本市ではゴミ置場のカラス対策として、カラスよけネットなどの購入に対して、補助金を交付しています。

※購入する前に補助金の交付申請が必要となります。

補助対象団体

町会（自治会）などでごみ置場を管理している団体

対象となる器具

①カラスよけネット

※ごみ置場1カ所につき1個のみ、1回の申請につき5個まで。

②生ごみガード

※1回の申請につき1個のみ、各団体につき各年度2個まで。

補助金額

いずれも購入価格の2分の1の額（消費税は除く）で、

①は、1個当たり1000円まで（10円未満は切り捨て）、②は、1個あたり7500円まで（10円未満は切り捨て）

申請に必要なもの

印鑑、ごみ置場の位置図

※申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 衛生課（内線144～146）

春の全国地域安全運動

みんなで力を合わせて
安全・安心まちづくり

4月19日(火)～28日(木)までの間、「子どもと女性を対象とする犯罪の被害防止」「特殊詐欺の被害防止」「ひったくりおよび自動車を対象とする犯罪の被害防止」を重点に、春の全国地域安全運動が実施されます。

- ひったくりの被害防止
 - 侵入盗の被害防止
 - 車上・部品狙いの被害防止
- ・ 車から離れるときは、エンジンキーを抜き、ドアロックをしましょう
- ・ 車内に現金や貴重品などを置いたまま車から離れるのはやめましょう
- ・ ナンバープレートやカーナビの盗難防止に「盗難防止ネジ」や「盗難防止装置」を付けましょう
- 侵入盗の被害防止
- ・ 家の周りは、夜間でも明るくし、周囲から見通しの良い環境にしましょう
- ・ 短時間の外出でも必ず戸締まりをしましょう。また、在宅中でも施錠しましょう
- ・ できるだけ玄関や窓に補助錠をつけましょう
- 問い合わせ 富田林警察署
〔☎251234〕

春の全国交通安全運動

4月6日(水)～15日(金)までの間「ゆつくりと マナーを乗せて ふむペダル」「カチツとね ベルトが守る その笑顔」「しんごうが あおでもよくみる みぎひだり」をスローガンに、春の全国交通安全運動が実施されます。

期間中、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の

基本に交通事故防止に向けた取り組みが全国で実施されます。

交通安全事故をなくすためには、一人一人が交通安全に對する意識を高め、基本的なルールを守り、安全な行動を実践することが大切です。交通事故に遭わないように一層の注意をお願いします。

交通安全大会が開催されます

交通安全教室や大阪府警音楽隊による演奏などさまざまな催しが実施されますので、ぜひご参加ください。

とき 4月10日(日)、午前10時～正午

ところ 富田林モータースクール(寿町三丁目7の7)

入場料 無料(当日、直接会場へ)

問い合わせ 道路交通課
(内線416)

公共交通機関を ご利用ください

近年、少子高齢化や人口減少、モータリゼーション(自動車の大衆化)などが原因で、公共交通機関の利用者が減少しています。

それにより、毎年たくさん電車の減便やバス路線の減便・廃線になるなど、各地で公共交通の衰退が問題になっていきます。

本市においても、公共交通機関の利用者は年々減少しており、深刻な状況になっていきます。

電車やバスをはじめとする公共交通機関は、環境に優しく、安全で、便利な乗り物です。また、自家用車を持たない人や車を運転できない人にとっては無くてはならない移動手段でもあります。

地域の公共交通を守り、育てるために、自家用車の利用を少し見直し、公共交通機関を利用しましょう。

問い合わせ 道路交通課
(内線416)

微小粒子状物質 (PM 2.5) に関する情報

微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中を漂う物質のうち、直径2.5 μm (マイクロは100万分の1) 以下の特に小さな粒子で、工場の排ガスなどに含まれるすすが主成分です。府では、時間ごとの情報を府大気汚染常時監視のページ (<http://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/taikikanshi/>) で公開しています。

また、大気中のPM2.5が国の指針による注意喚起の濃度レベルを超える場合は、注意喚起の情報が府の防災情報メールで配信されます。なお、注意喚起が発令された場合は、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動はできるだけ避けてください。

同メールを受信するには、事前に登録が必要です。登録方法についてはおおさか防災ネットホームページ (<http://www.osaka-bousai.net/pref/PreventInfoMail.html>) をご覧ください。

※同メールは、光化学スモッグや警報、注意報などの情報も配信していますので、必要に応じてご利用ください。

問い合わせ みどり環境課 (内線432)

市民体験農園 利用者を募集

農園名・開設場所 ①平町農園Ⅱ平町二丁目、②若松町農園Ⅱ若松町四丁目、③川西農園Ⅱ甲田五丁目

募集区画数 ①9区画、②4区画、③3区画
 利用料 年額3500円
 ※1区画約15平方メートル
 ※駐車場はありません。
 申し込み 4月20日(水)消印有効までに往復はがきに農園名、住所、氏名、電話番号、返信はがきに宛名を記入し、☎584・8511市役所農業振興課(内線446)内市民体験農園受付係へ(申し込み多数の場合抽選)

市非常勤職員 (旅券発給業務) を募集

任用期間 5月1日(日)〜29年3月31日(金)
 ※勤務成績などにより翌年度の契約更新が可能(上限あり)
 受験資格 旅券発給業務など窓口業務に従事した経験があり、日曜日勤務が可能
 採用人数 1人
 試験日・内容 4月16日(土)(予備日17日(日))、面接試験
 ※面接時間・場所については、申し込み時にお知らせします。

合格発表 4月末までに本人へ通知
 申し込み 4月4日(月)〜11日(月)まで(土・日曜日を除く午前9時〜午後5時30分)に、所定の申込書に必要事項を記入し写真を貼って、市民窓口課(内線135)へ(郵送不可)
 ※申込書、実施要領は、人事課(内線322)および市民窓口課で配布します
 (市ウェブサイトの各課のページ「市民窓口課」からダウンロードもできます)。

樹木調査(ウメ輪紋病感染調査)が 実施されます

市内でウメ輪紋病の発生が確認され、農林水産省では25年度から一部地域で緊急防除を実施しています。感染拡大の有無を確認するため、5月から8月の間、次の地域のウメやモモなどの樹木調査を実施します。

■対象地域
 青葉丘、彼方の一部、かがり台の一部、加太、川向町、北大伴町、久野喜台、甲田、向陽台、小金台、五軒家、寿町、金剛錦織台、金剛伏山台、桜ヶ丘町、佐備の一

部、清水町の一部、新青葉丘町、新家、新堂の一部、須賀、高辺台、谷川町、廿山、津々山台、寺池台、常盤町、富田林町、西板持、西板持町、大字錦織、錦織北、錦織中、錦織東、錦織南、錦ヶ丘町、東板持の一部、東板持町、藤沢台、伏見堂の一部、伏山、不動ヶ丘町の一部、富美ヶ丘町、別井、南大伴町の一部、宮甲田町、美山台、山中田町、山手町、横山の一部
 ※詳しい地域についてはお問い合わせください。

■調査方法

農林水産省職員、府職員または府が委託した調査員が対象地域を見回り、感染の疑いがあると判断した場合は訪問して樹木を確認します。また、分析のため、葉を数枚採取する場合があります。なお、不審に思われたときは身分証の提示を求めています。

●ウメ輪紋病とは

同病に感染した植物(ウメなど)の葉には特徴的な輪紋を生じる他、果実の表面に斑紋が生じることで商品価値が損なわれるなどの悪影響を及ぼすことが知られ、海外では大きな被害が報告されています。

アブラムシ類の葉の吸汁で感染が広がりますが、人や動物へは感染せず、感染した木の果実を食べても健康に影響はありません。

葉に特徴的な輪紋が生じているウメの木などを所有されている人はご連絡ください。
 ※感染した樹木はまん延防止のため、所有者の同意を得て伐採処分する必要があります。



お問い合わせ 農林水産省神戸植物防疫所大阪支所(☎06(6571)0801)

4月1日(金)から 「流域下水道防災システム」の 運用を開始します

近年、府内において短時間に強い雨が降る「ゲリラ豪雨」が増加しています。

そこで、府では防災情報の一環として、内水浸水(下水道の雨水排水能力を超える降雨により発生する浸水)に対する、府民の皆さんや市町村の適切な避難判断を支援するため、4月1日(金)から、流域下水道の雨水ポンプの運転情報をリアルタイムに提供する「流域下水道防災システム」(<http://www.osaka-gesui-portal.net/public/internet.html>)の運用を開始します。大雨などにより、内水浸水が心配される場合などにご利用ください。

問い合わせ 府下水道室(☎06(6944)6794)